

## 会議録

会議名	令和7年度第4回文化財保護委員会	
開催日時	2025年(令和7年)11月17日(月) 午後6時30分～午後7時50分	
開催場所	藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数 0
出席者	審議会等の長	鈴木 良明
	委員	伊藤一美、大野敏、川口徳治郎、川地啓文、矢島律子
	事務局	郷土歴史課 榮課長 磯崎課長補佐 山出課長補佐 宇都上級主査 串田主査 桐原主任 後藤主任 芦葉事務職員 石井事務職員
議題及び公開・非公開の別	<p>議題(1) (すべて公開)</p> <p>(1) 協議事項 ア 藤沢市文化財保存活用地域計画について</p> <p>イ 藤沢市指定史跡「大庭の舟地蔵伝承地」の今後の所有 管理について</p> <p>報告(2)</p> <p>大庭城跡の試掘調査について</p>	
非公開の理由		
審議等の概要	議題、報告、その他について、事務局の説明後、質疑が行われた。 会議の詳細については別紙のとおり。	
その他の		

## 会議録別紙

委員長

それでは早速、早速議事に入らせていただきたいと思います。  
お手元に次第がございますけれども、協議事項が2つございます。そしてその他ということで、用意されております。  
順次進めさせていただきたいと思います。

まず協議事項に関し、藤沢市文化財保存活用地域計画についてと  
いうことでございます。資料1の素案の方からご説明いただきま  
しょうか。

事務局

まず私から地域計画の本文についてご説明をさせていただきま  
す。

まず前回からですね10月10日の策定協議会および10月31日に  
文化庁協議を行いまして、それぞれですね、意見いただいた中で、  
前回の保護委員会にお示しした資料からの、主な修正点および変更  
点についてご説明させていただきます。

事務局の資料1をご覧いただきましてまずは26ページの方、こ  
ちらの上段の方ですね、地域各地の村落の様相につきまして、こち  
らの方に相中留恩記略の絵図を入れる中で、文章の最後の方に、福  
原家および小池邸のですね、説明の方を入れさせていただいており  
ます。

続きまして、31ページの方をご覧ください。

こちらの方ですね、未指定文化財の概要と特徴の表のリストの方  
でですね、ご説明いたしますが、美術工芸品の件数について、以前  
は0となっていたんですけども、こちらの方に数字が入っております  
のでご確認ください。

続きまして35ページの方をご覧ください。

記念物の〔動物・植物・地質鉱物〕こちらをご意見いただきま  
したミウラニシキの化石について記載を加えています。

続きまして、43ページ、藤沢郷土資源に関するこれまでの取組・  
現状という調査に関して、有形文化財（建造物）の中にですねモー  
ガン邸についての把握調査について記載を追加しています。

続きまして47ページをご覧ください。

こちらの方、3の（1）市民等との連携の中でですね、モーガン邸  
を守る会との連携について記載を追加追記しております。

続きまして、65ページをご覧ください。

ふじさわ歴史ストーリーの方ですね「藤沢を駆けた武士たち」の  
中ですが、こちらの方に1つトピックを追加しております。

清淨光寺（遊行寺）と藤沢敵御方供養塔に記載を加えております。

それに伴って概要の方も少し加えておりますのでご覧ください。

最後に、89 ページを御覧ください。

表の 13、指標および目標値というところですが、こちらの方前回の保護委員会でも調整をさせていただいていたところなんですが、実際の指標の方を書き加えております。

こちらの方完全に新となりますので、読み上げさせていただきます。

まず基本目標「しる」の指標について、SNS (Instagram, X, Facebook 等) の合計投稿数、こちらが令和 6 年度の参考値が 255 回、令和 15 年度の目標値が 400 回としております。

続いて「まもる」の基本目標の指標について、小学生を対象とした講座等の参加者数、こちらの方、令和 6 年度の参考値が 3446 人で、目標値が 4000 人となっております。

最後、3 つ目ですね、「いかす」の基本目標に対する指標は、藤沢市ふじさわ宿交流館における来館者数、こちらの指標を令和 6 年度の参考値が 22,372 人で、令和 15 年度の目標値が 30,000 人としております。

これらの指標が達成できたかどうかというところが、次回の第 2 期の方の第 1 期の評価というところでなってくることをやっておりますので、ご承知おきください。以上が本文の前回からの主な変更点の修正になります。

私からもう少しお話をさせていただいきます。

前回の会議でもお話をさせていただきましたが、12 月の議会でこの文化財保存活用地域計画について報告をしてまいります。

そのため、今回資料 1 とさせていただいたものと、後ほどご説明させていただきます「令和 7 年 12 月藤沢市議会定例会」と書いたものをもって議会の報告資料としております。

したがいまして、本日もご議論いただき、たくさんのご意見を頂戴したいと思いますが、大きな修正は難しい状況ということをご理解いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。

ただいまご説明がございました、地域計画の素案ということで今お手元に資料 1 が出てるかと思いますけれども、これについて何かご意見ご質問がございましょうか。

事務局

委員長

	<p>この間、委員から色々ご意見がありましたが、反映されてるのでしょうか。</p>
事務局	はい。
委員長	皆さん共通の理解にしようということで。
委員	<p>前回かなり注文させていただきましたが、真摯に受け止めていただいて、福原邸、小池邸、モーガン邸に関して載せていただき、大変ありがとうございます。確認ですが、87ページの一番上の表の市関係部局との連携というところについて、この表は本計画が市役所内部で共有される上で大変重要なものだと認識しています。そこに街なみ景観課との関係とか、公園課との関係に保存活用というふうに入ってる点は大変結構だと思うのですが、みどり保全課のところにもモーガン邸との関係みたいことを記載することは難しいですか。</p>
事務局	<p>モーガン邸の記載について、前回の会議では、みどり保全課の取組内容に記載できないかとご質問いただき、調整の結果などの理由から難しいとお答いいたしました。しかし、その答弁が誤っておりましたので、申し訳ございません、修正させていただきます。</p>
	<p>本来、モーガン邸について記載するのであれば、みどり保全課ではなく、私ども郷土歴史課に記載すべきものでした。また、</p>
	<p>それではなぜ郷土歴史課に加えられないかということですが、86ページの郷土歴史課に関する主な業務内容として（1）から（8）まで記載しております。</p>
	<p>ここについては、規則に定めております分掌事務に統一させていただいてございます。</p>
	<p>そのため、この（1）から（8）に限定して記載しているところでございますので、申し訳ございませんが、やはりモーガン邸については記載が難しいということでご理解いただきたいと思います。</p>
委員	はいありがとうございました。
	<p>次に、先ほど最後に89ページでご発言いただいた目標値ですが、これが1つ達成できたかできないかというボーダーラインになってしまふと、来館者数を前回資料で25,000人だったところを30,000人にあげてらっしゃる点は、なぜ数値を上方修正したのか知りたいです。</p>
	<p>また、小学生を対象とした講座の参加者数を4,000人としている点について、数字を掲げるの必要ですが、子供が10年後に同じぐらいの数がいる前提で講座数を増やすつもりなのか、子供は減るが</p>

事務局

講座は一層増やすということなのか、その辺の見通しはなされているのか、単純に数値を上げてよいのか気になったので、説明をしていただけたとありがとうございます。

この目標値につきましては、おっしゃるとおり数字だけで判断できるものではない部分もたくさんあると思いますので、取組ごとの指標とするのではなく、基本目標ごとに目標値を定め、最低限の数値目標として項目を3つに絞りました。

それから、個々の目標値の設定についてでございますが、まず「まもる」につきましては、小学生を対象とした講座等の参加者数でございます。

おっしゃるとおり、藤沢市はほんの少し人口は増えているところですが、資料といたしましては13ページに将来人口推計も含めた数値を載せてございます。

2025年が445,360人に対し、25年後の2050年は447,201人で、それほど大きく減少する見込みにはなっておりません。

ただ、若年層の0歳から14歳に限って申し上げると、56,612人から少しずつ減少していく推計になっております。

分母が減少するため、難しい部分もございますが、ただ取組を行っていくことで強化できる部分もございますので、目標として4,000人にいたしました。

また、「いかす」の目標値に設定しました、ふじさわ宿交流館における来館者数につきましては、事務局でも非常に悩んだ部分でございます。25,000人程度と考えましたが、目標値としては少な過ぎるのではないかという意見をいただきましたので30,000人という数字にいたしました。目標値を目指してしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

委員

参加者数だけでなく、満足度指数も重視してほしいです。

特に講座だったら、また次に参加したいという意識の強さを把握してほしいです。

どうしても簡単な比較で前年度比マイナスとかっていうことで、成果として判断するよりも、参加者の意識調査の評価も加えて、最終的な成果判断をしていただければと思います。

事務局

委員、貴重なご意見をありがとうございます。

その辺につきましては、89ページの上から5行目に書かせていただいております「(仮称) 藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会」で進捗の管理や点検評価などを行っていきたいと考えております。

す。本計画では、数値目標を3つしか設定しておらず、点検評価をこの数値目標3つだけで行うわけにはいきませんので、そういう満足度や事業の効果などについても推進協議会で検討していくことになるだろうと思います。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 他にいかがでございましょうか。はい、どうぞお願ひします。

35ページ、記念物の動物・植物・地質鉱物のところなんですがれども、最後の地質鉱物ではミウラニシキの化石などを把握していますとありますが、これを未指定文化財の候補として挙げていただいてます。この間お話をちょっといたしましたが、実はこのミウラニシキの化石が教育文化センターに保存されているはずなんですがれども、やや怪しいんです。

といいますのは、ちょっといろいろ機構改革があって、理科主任主事がもう何年もいない状態が続いている、化石がきちんと保存されているかどうかはわからない状況なのです。

それともう1つ説明するならば、ミウラニシキっていうのは、ミウラという名前が付いていることでおわかりだと思うのですが、三浦半島では、化石としていくらでも多産します。三浦半島ではどこにでもある化石なのです。

ところがそれが江の島で出てきたっていうところにポイントがあって、江の島の地層年代を決める示準化石で、恵比寿屋の裏の崖で、昭和27、8年に片瀬中学校の生徒が見つけたものです。

そういう学校絡みっていうこともあって教育文化センターにずっと保存してあったのですけれども。だから、江の島のミウラニシキであることに意味がある、ということなんですね。

それから、私いろいろ考えてたんですけども、藤沢を代表する地質鉱物を未指定文化財で候補として挙げるとすれば、これよりもすごいなと思うのは、天嶽院のナウマンゾウの化石です。

これは頭部はないのですけれども、全身骨格が丸ごと出ていて、これは小田原の県立生命の星にきちんと保存してあり、しかも関東各地の博物館がこのレプリカを作って、ナウマンゾウ化石として展示しているものですから、天嶽院のナウマンゾウの方が良いんじゃないかなと思いました。以上です。

その辺はどうですか。

の方からお答えさせていただきます。未指定課題として挙げているものについてなんですがれども、こちらはあくまでこれまでに

委員長  
事務局

存在が確認されている文化財というような意味合いになってきますので、指定候補っていうところまで全部が全部なってくるかっていうところと、そこまでではないというところがまずあります。あとは現状がどうなってるかというところについては、今回後ほど説明があるかと思うんですけども、指定文化財の形状という中では、これまでにその文献等に記載されている調査か、把握がされていて現在までに文献に載っているものっていうような条件で引き出しているものになりますので、ミウラニシキの化石が今、どういう現状にあるかっていうところについてはもしかしたらないかもしれませんところなんですけれども、今後現状確認などをしていくっていうところになってくるかなというところになります。

ナウマンゾウの化石については、確かに入れた方が良いかと思いますので、ナウマンゾウの化石と江の島で産出したミウラニシキの化石等みたいな形の記載でいかがでしょうか。

委員 はい、それで。

委員長 他にいかがでございましょうか。

委員 進行管理計画評価として、未指定文化財の現状調査っていうのがまず何か一番基本になると思うのですが、その後で保存とか活用っていうのが始まっていくんですけど、現状調査のスケジュールとか計画みたいなのはどうお考えなのでしょうか。

事務局 基本目標「しる」として、確かにおっしゃるとおり、調査が大切ということは私どもも理解しております。資料 56 ページから 57 ページにかけて、方針 1 「藤沢郷土資源の把握調査を推進する」の取組として、「把握調査の手法の検討」、それから「新たな藤沢市郷土資源の把握」と書かせていただいております。実施期間としては令和 8 年度から 15 年度、この計画期間の最初から終わりまでとしており、これ以上具体的なスケジュールをここでは定めておりません。

また、方針 2 を「藤沢郷土資源の現状を把握する」、取組 2-1 を「継続的な現況調査の実施」と記載しております。これも実施期間は令和 8 年度から 15 年度までとなります。

最終的な成果指標については、あまり多くを設定しない方が文化財の計画としてはなじみがよいだろうと考え、3 つを基本目標ごとに設定させていただいております。現状調査に関する取組は、この計画にも記載してございますので、この中でしっかりと取り組んでいくものと考えております。

委員	文書の上ではそういう形になるしかないとと思うんですけど、具体的な現場の感じとしては、どのぐらいのペースでやっていくことを考えていますでしょうか。
事務局	<p>多分、事業計画みたいなものが、これから作られていくわけですね。</p> <p>それでこの年度によって、重点的にするのか、それもなんか、ある程度何か内規で目標みたいのがあるといいんでしょうね。予算の伴うようなことがあるかもしれませんので。</p>
事務局	<p>申し訳ございません、具体的なスケジュールは現時点では細かく作成しておりません。しかし、取組 2-1「継続的な現況調査の実施」は、重点取組の一つとさせていただいており、記載欄にも★マークをつけさせていただいております。資料 56 ページの一番上に、どういったものが重点取組になるかを書かせていただいております。「ア 藤沢郷土資源を取り巻く状況等において、緊急性の高いもの」、「イ 国庫補助金等を活用し、戦略的に取り組むべきもの」、これら 2 つのいずれかに該当するものを重点取組とさせていただいております。現況調査の実施につきましては、「ア 藤沢郷土資源を取り巻く状況等において、緊急性の高いもの」と捉えておりますので、なるべく速やかに取り組んでいくものと思いますが、具体的なスケジュールについては、お伝できかねます。</p>
委員	★がついているということですので、安心しました。予算もかかると思うので、頑張ってください
委員長	いかがでございましょうか。他に。よろしゅうございましょうか。
	また何かあれば、後ほど質疑をお願いしたいと思いますが、先にちょっと議題を進めさせていただきます。資料 2-1 ですか。文化財のリストということで、ご説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは文化財リストについてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の 2-1 をご覧ください。</p> <p>文化財リストについてと記載されている資料ですね。</p> <p>前々回のですね 7 月の保護委員会で、1 度文化財リストについてのご確認をいただきましたが、その際にいただきましたご意見等を含めまして、再度精査をして、内容の修正を行いました。</p> <p>未指定文化財の件数につきましては前回お示ししたのは 6,015 件でしたが、追加をした結果、最終的に 8,911 件という形になりました。</p>

委員長

委員

資料の2-2と記載されてる方の資料はですね、今回精査をして、作業をした結果、追加したもののみを記載をしております。

リストの主な変更点ですが、前回はですね先ほど申し上げたんですが美術工芸品のうち絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍というものを社寺というところに一括して含めていたため、それぞれを0件という形で数えていましたが、社寺から独立をさせました。それぞれの種別で数えることになりました。

その結果ですね絵画が178件、彫刻が392件、工芸品は311件、書籍・典籍が51件という形になりました。

またですね動物・植物・地質・鉱物に関しては、藤沢市教育文化センターが刊行している藤沢の自然シリーズを参考にした方が良いのではないかとのお話をいただきましたので、藤沢の自然シリーズに記載されているものをこちらの方にピックアップをいたしました。

そしてですねその他のところに道という種別を新たに設けまして、15件の藤沢郷土資源をリストアップしております。

最後にですねふじさわ歴史ストーリーの構成文化財で抜けてしまっていたものを加えました。

そして未指定文化財リストのですね全体件数が変更になったことに伴いまして、地域計画の本文中のですね31ページの第2章第2節、先ほどもご確認いただいたのですが、そちらの方の件数も変更しておりますので、併せてご承知おきいただければというふうに思います。

改めてになりますが、こちらのリストに掲載されてるものについてはですね、今後指定や登録等の格上げをしていくものをピックアップしたのではなくてですね、藤沢市域の歴史を正しく理解するうえで欠かせない情報を持つものとしてリスト化をしておりますので、ご承知おきください。以上です。

はい。ただいまのご説明がございましたけど、いかがでしょう何かご意見、ご質問があればお願いしたいと思うのですが。

どうぞお願いいたします。

しつこいようで申し訳ないんですけど、今日追加の資料を出させていただきましたが、モーガン邸の中門は、煉瓦造の門柱に大変立派な両開きの鉄扉と潜り扉を備えたものです。この資料は、登録文化財に出す価値があるということを横浜ヘリティージとモーガン邸を守る会で話し合ったときに。私が作成したものです。ただし中門

とその底地の所有が藤沢市になるのかヘリティジになるのかっていう問題で、手続きが進んでいません。ただし、登録文化財クラスのものなのでリストにもぜひ入れていただきたい。

ということで、資料を出させていただきました。

それと全体的に建造物の未指定文化財を見せていただきますと、それなりに様々なものがピックアップされていると思うのですが、教えてほしい部分があります。資料 2-1 の 1 ページ目の 29 番から 33 番に袖壁って書いてあるのはいわゆる町家建物の両端の防火用袖壁（うだつ）を持つ建物そのものを指しているのか、あるいはレンガ罪などの防火壁みたいなものだけが残っている部分を指しているのか、どうなのでしょうか。

事務局

はい。ありがとうございます。

まず先にですね、モーガン邸の方に関しましては、資料の 2-1、98 ページをご覧いただきたいんですが、元々ですねモーガン邸に関しては庭園という形で名勝地として旧モーガン邸庭園として文化財リストの方には掲載をしておりました。

今回ですね新たに資料いただきましてモーガン邸の中門という形でお話をいただきましたので、こちらに関してはですね建造物として新たに文化財リストの方に加えさせていただきたいというふうに思います。

2 つ目のご質問なんですが、こちらに関してはですね参考資料の方からちょっと機械的に抜き出しをしているような形になりますので、ちょっとどういった形で今現在も存在してかっていうところが現状としてまだ把握してないところにはなってます。

先ほどもちょっと申し上げたんですが、こちらのリストに関してはですね参考文献等に記載されてるのを機械的にピックアップしているものになりますので、ちょっとどういった形で今存在してかどうかっていうところはですね、今後の課題になって先ほどお話があった調査っていうところに繋げていきたいというふうに考えてますので、ご承知いただければというふうに思います。

はい。わかりました。ありがとうございます。

9000 件ぐらいあるわけだから、個々について不明な部分も当然あると思います。すいません失礼しました。

それと、せっかく番号ふったのに 1 つ増やして申し訳ないんですけど、モーガン邸中門は加えてください。

委員長	よろしゅうございましょうか。今おっしゃってたことですけど、ちょっとなくなってるものもあるでしょう。そういう確認などはやっぱり順次進めていかないといけないんでしょうね。
委員	先ほど話題になってた確認調査はぜひ必要ですけど、なかなか予算を取ってやるのは限界がありますよね。例えば私のところや、東海大の先生のところなど、県内の学校、大学との連携しながら調査を進めることもできると思うので、考えていただければと思います。私は来年定年ですが、この1年お手伝いできるところがあればそういう調査とかも可能だと思うので、各大学も地域連携に積極的に取り組んでいる（横浜国立大学も藤沢の新駅あたりで地域連携を進めている）ので、その仕組みを利用してもらえれば考えてみたいかもしれません。
委員長	ありがとうございます。その辺はちょっと仕組みをね、仕掛けを考えるといいかもしれませんね。
	市民参加ということですから、何かそういう仕掛けを作ってもいいのかもしれませんですね。
	よろしゅうございましょうか。先に議題を進めさせていただきます。
	続きましてですね。文化庁調査官の現地視察の結果についてということでございますが、3-1と3-2ですか。ご説明をよろしくお願ひいたします。
事務局	はい、引き続きまして、文化庁調査官の現地視察の結果についてご報告をさせていただきます。
	まず資料の3-1の方をご確認ください。
	9月12日にですね、主にふじさわ歴史ストーリー、いわゆる関連文化財群になるんですが、そちらの方で想定しているエリアを中心にですね、文化庁の調査官に現地で指導助言を受けました。
	なおですね、文化庁調査官の現地視察につきましては、計画作成期間を通して1回限りという形になりますので、今回ののみの対応という形になります。
	当日はですね、遊行寺および江島神社の方にもご対応いただきまして、それぞれの社寺の歴史ですか、管理している文化財の内容などをお話をいただきました。
	1枚めくっていただきまして2枚目ですね。資料3-2ですね、旅人と商人でにぎわうまち～藤沢宿～と記載されている資料につきましては、当日使用した資料の一例になります。

委員長

委員  
事務局

委員長

事務局

こういった資料をですね、それぞれのエリアである藤沢宿、江の島、大庭城という形でご用意をさせていただきまして、藤澤浮世絵館も含めた形で現地をご確認いただくことができました。

文化庁調査官の現地調査の結果については以上になります。

はい、ありがとうございました。ただいまの文化庁調査官の視察、これについて何かご質問等がございましょうか。

これ、水玉模様の女性が調査官の方ですか。

そうです。

はい。いかがでございましょうか。何かお気づきのことがあればお願いしたいと思いますが。よろしゅうございましょうか。何かまた後であれば、お願いをしたいと思いますけれども、先に議題を進めさせていただきます。

その次はですね、藤沢市議会の定例会のこの件について、ご説明をお願いいたします。

お手元の資料といたしましては、右上に「令和7年12月藤沢市議会定例会 子ども文教常任委員会 資料1」と書かせていただいた資料になります。

先ほどもお話しましたが、この資料と、本日の資料1の文化財保存活用地域計画の素案、これら2つの資料を持ちまして、今度の12月の市議会定例会の常任委員会で報告をさせていただきます。

まず、「1 趣旨」、「2 本計画の概要」でございますが、記載内容については、概ね地域計画の素案から抜粋したものになりますので、説明は省略させていただきます。

資料3ページに移りまして、「3 本計画の特徴」になります。一般的な計画と異なっているところ、及び少し解釈として難しいと感じるところを、本計画の特徴として4つ説明しております。

まず1つ目が、「(1) 対象文化財の拡大『藤沢郷土資源』」になります。「藤沢市域の歴史を正しく理解するうえで欠かせない情報を持つもの」を藤沢市郷土資源としております。図をご覧ください。これまで文化財保護法で規定されている文化財としまして、指定等文化財と未指定文化財とがございましたが、それ以外のものも含めて、藤沢郷土資源として本計画の中で取り扱っていこうとするものでございます。

次に「(2) 藤沢市らしさを構成する『歴史文化の特徴』」でございます。歴史文化の特徴はここに記載しているとおりですが、一つ一つの歴史文化の特徴、例えば「水が造りあげた大地のかたち～地

形を巧みに利用した人々の営み～」を、この資料だけでご理解いただくのはとても難しかったので、いろいろ考えた結果、歴史文化の特徴を表すテーマとして単語を載せております。今申し上げた「水が造りあげた大地のかたち」では、特徴を表すテーマとして、「台地」、「水源」、「谷戸」、「集落遺跡」としております。本文をご覧になつていただければもう少し理解しやすいと思いますが、端的に表すためにこういった単語でのテーマを記載しております。

そして、「(3) 藤沢郷土資源をつなぐ『ふじさわ歴史ストーリー』」でございます。ふじさわ歴史ストーリーもご理解いただくのが少し難しいものとなります。資料4ページの上の図をご覧になつていただけますでしょうか。ふじさわ歴史ストーリーとして4つを設定しており、そのふじさわ歴史ストーリーごとに、代表する藤沢郷土資源を例として挙げさせていただきました。「藤沢を駆けた武士たち」で申し上げますと、「大庭城跡」、それから『城下』等の地名、「社寺」となります。こういったそれぞれの藤沢郷土資源を例示することによって、ふじさわ歴史ストーリーのイメージを持つていただきたいという思いで、この資料を作成しております。

そして、「(4) 『(仮称) 藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会』の設置」でございます。この計画の進捗管理や推進体制の強化を目的として、新たに設置してまいります。

次の「4 (仮称) 藤沢市文化財保存活用地域計画（素案）」は説明を割愛させていただきまして、「5 本計画策定に向けたこれまでの取組及び今後の予定」でございます。これまでの取組につきましては、本委員会でも随時報告させていただいてきました。今後の予定につきましては、令和7年12月にはこの資料で議会報告をいたします。その直後にはパブリックコメントを12月10日から1月8日までの予定で実施いたします。そういうご意見を踏まえまして、令和8年2月市議会定例会において最終報告をさせていただきます。そして、4月から6月までの間で認定手続きや関係省庁との調整などを行ってまいりまして、令和8年7月に文化庁による認定を受ける予定で現在動いております。

委員長

はい、ありがとうございました。

市議会の方へご説明ということで、お話をございましたけれども、何かお気づきの点がございましょうか。

委員

すいません。あの3ページの上の水色の広がってる資料ですね。すみません、細かいんですけど、上に2つ矢印があるんですが、下

事務局

にもあってやっぱり四方に広がってるっていう方が良いのではないかと。私もよく文化財の範囲を広げるっていうふうに、これ全体を広げるっていう風に、下も広げてはいかがでしょうか。

事務局  
委員長

おっしゃるとおり、下にも矢印をつけたかったのですが、下には文字も入っていることから、上の矢印のみとしております。申し訳ございませんが、資料は既に確定しておりますので、修正はできかねます。ご理解いただければと思います。

はい、ありがとうございました。よろしゅうございましょうか。

この後のスケジュールに合わせると、パブリックコメントも予定されているようでございますし、この議会の方の説明の中で、またいろいろご意見が出るかもしれませんですよね。

ちょっとその辺の調整が必要になるでしょうから、その辺は事務局でお願いするしかないと思いますけれども、もうこれからは最終段階ですから補正の調整の方、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

あるいはまた少し文化庁あたりから何かご意見が出るかも知れな  
いね。

事務局  
委員長

そのあたりも含め、事務局の方でしっかりと修正してまいります。

特になければ、議事を先に進めさせていただきます。

協議事項のうちのですねイのところですね。

藤沢市指定史跡「大庭の舟地蔵伝承地」の今後の所有管理というこ  
とですか。これについてご説明をお願いいたします。

事務局

はい。次の議題、藤沢市指定史跡「大庭の舟地蔵伝承地」の今後の所有管理について説明いたします。

こちら所有管理者である表郷町内会が町内会総会において、今年度、令和8年3月末で解散することが決定し、町内会会長が今後の土地の取り扱いについての提案のため郷土歴史課に来課されました。

町内会は市指定史跡、大庭の舟地蔵伝承地に該当する土地を市へ無償譲渡することを希望しています。

事務局としては、今回は受け入れざるを得ない事例と捉えており  
ますが、他の有形文化財等においても、所有者による維持管理が困  
難となっている文化財もある中で、今回の無償譲渡を受け入れることで課題が発生する懸念もありますので、委員の皆様のご意見をお伺いできましたらと思っております。

まず文化財の概要について次に説明いたします。

指定名称は大庭の舟地蔵伝承地、指定種別が史跡、指定日が 2019 年（平成 31 年）2 月 1 日、所在地は下の 3 位置図にもありますように、大庭城址公園、こちら指定史跡の大庭城跡の該当地の南側にあたるところに立地しております。

史跡の該当する土地の面積は約 33 平方メートル、所有管理者は表郷町内会、指定理由としましては、大庭城落城にまつわる舟地蔵伝承の舞台。大庭城に関わる歴史的な伝承で、水田地帯の水利事業に関わる伝承としても重要。石造物としての舟地蔵単体ではなく、県内に広く知られている伝承の舞台として施設にふさわしいという指定理由となっています。

また、指定の申請の際に必要な書類の推薦文としては、別紙としてお送りしておりますのでこちらをご参考までにご覧ください。

裏面めくりますと、4 の現況を写真として載せておりますのが、現在のところになりますが、小さな面積のところの中央に舟地蔵が置かれていて、その上に覆屋となる屋根が設けられており、敷地を囲むように小さな低木の植栽が植えられているような状況になっております。

次に、5 番おもな経緯として、順に読み上げます。

こちらの舟地蔵の石造物の方には、嘉永 6 年、西暦でいうと 1863 年の銘があります。

こちらは元は個人宅にあったようですけれども、昭和 42 年に始まった、西部開発事業による区画整理のため再三の移転をしたようです。

そこから昭和 61 年、長年にわたって隣接する舟地蔵公園に仮置きされていたものを、表郷町内会の有志で共同購入した現在地に安置したことになっています。

そちらが平成 29 年に表郷町内会が認可地縁団体、こちらは法人格を得る団体のことを言いまして、土地や建物などを登記できる団体ということになっていますが、こちらの認可を受け、翌 30 年に土地の所有権が町内会に移管しました。さらに翌 31 年に藤沢市指定史跡に指定となっております。

そこから指定文化財として取り扱いしていた中、今回令和 7 年度末で町内会を解散することが決定されています。

この解散にあたって、この認可地縁団体というものは、その町内で保有する資産を処分しないと解散できないという規定があるた

	め、町内会としてはこの土地を手放すことを希望しているというよりも、手放さざるを得ないというような状況になっています。
	解散後も舟地蔵伝承地の指定区域の日常的な管理、現在も町内会で行っている清掃などは引き続き自主的にお手伝いをしたいという希望の面を伺っております。
	なお、同様の市が所有としている史跡としては、隣接している大庭城跡または羽鳥にある耕余塾跡などがあり、市の所有として管理しているところになります。
委員長	説明としては以上になります。
	はい、ありがとうございました。
	それで今のご報告でございますけれども、こういう事例が出てきたということですね。これからも他に影響するようなところもあるかもしれないという、そんな状況のようでございますけれども、何かご意見がございましょうか。
委員	ぜひお願いしたいと思います。
	先生の推薦文もこの通りだと思って読み、読ませていただきました。
	私、大庭城については非常にガイドをやる機会が多くて、もう今年に入ってから 10 回ぐらいやっているのですが、大庭城のガイドをするときにはお客様に必ず舟地蔵の話から入るのです。
	そうしますと、何でこんなお話ができたんだろうっていうことから、いわゆる本当の事実ではないにしろ、このあたりの地形それから歴史っていうものが繋がっていくお話として、お客様も興味関心をそそるのです。
	そういうことものもあって、とても面白いと思います。ですから、これからやっぱり大庭城をね、指定文化財として県へ、国へと上げていくには、市としてきちんとこれからも管理していってほしいなど、思います。
委員長	もううといいますか、市が管理をするということになるわけですよね。
	市の方が文化財の他の課なのかちょっとわかりませんけれども、公園課か何かで管理するんですか、それとも市が文化財の関係で、郷土歴史課の方で直接管理をするような形態になるのか。
事務局	決まっていない状態ですね。

委員長	保存しなければならないでしょうから、せっかく指定をして皆さんに保存の意識を高めてもらってる最中ですから、保存をするというのは大前提になるとは思いますけどね。 だからって解除できないでしょそう。
事務局	物がなくなっているわけではないので、解除が難しいと思います。
委員長	ぜひ残してやってくださいよ。 はいどうぞ。
委員	はい。今、委員も言われましたけども、私にとっても大庭の舟地蔵、この場所だけではなくて、城跡の周辺は地図には見えず1ページとして触れておりますけども、見てお分かりのように、引地川含めて、またその他の河川諸流も含め、さらにもっと言えば、道なども含めて、本当は保存してもらいたいと考えます。そういう大事な場所。そしてまた、中世からの流れという保証はありませんが、時代の仕切りに、現代まで環境として、そういうものを残してくれている「技術」の伝承かと思います。そしてまた、今後の技術伝承の研究方向とも思われますが、こういう歴史的環境をなるべく残していってもらうことで、後の研究によって証明されるようになっていくと思います。
	やはり、藤沢大庭地区にはお城との繋がりというのがあつて、同時にそれはまたそれ中世の民衆や近世の人々も同じだと思います。大庭地域の環境は、やはり、水というものをいかに制御するのか、こういう問題が見えてくるのではないかと思います。先生の報告の中にも、位置づけにも推薦文にその部分が出ているかと思います。そういう点で、舟地蔵の土地の管理組合が地元から解散されることがあります、町内会でも何とか、市の方でも現状をできれば、保存していただきたいと思います。
	私も太田道灌という著作を書いた関係上、ここ大庭地域がそういう僅かな手がかりのある場所なのです。伝承といつても捨てきれないというものでもありますから、そういう点ではぜひ残していただきたい、そんな思いをいたしました。以上です。
委員長 事務局	はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。 ありがとうございます。 今回の件は、事務局としても積極的に検討はしていきたいとは思っておりますが、ちょっと懸念としましては、今回史跡ということで、土地としての寄贈になりますが、同じ指定文化財の中には有形

文化財の建造物もございますし、もしくは彫刻だったり、仏像だったり、そういう絵画だったり、そういうものも指定文化財となっておりますが、今後、現在所有管理者がやはり管理をしきれないということで、それらのものを市に寄贈したいとなったときに、それら全て希望通りに受け入れをしてもいいのか。

まずは受け入れざるを得ないというような形にはなったとしても、今後の希望にどの程度応えるべきなつかって線引きを引きかねているところなんですけれども、もし可能でしたらそちらの方もご意見いただければと思っております。

何か他市の事例とかでも、ご存知なようでしたら教えていただければ。

委員長 いろんなケースがあると思うんですけどね。

どこで線引きするかは、なかなか難しいんじゃないかな。

舟地蔵を大庭城址史跡として、含めてしまうっていうのはどうですか。

そういうことはできないんですか。

史跡の付けたりと言ったら失礼ですけれども、そういう処置もできるかとは思いますけれども、そうすると市の管理になってくる。明確になる。公園課になるのか、郷土歴史課になるのか、その辺の調整は必要だと思いますけどね。一案じゃないでしょうかね。

そういう事例っていうのは、史跡のことについては特にあれですか、懸念されるような事案がありますか。

史跡については特に今のところ想定できる懸念事項がないのと、有形文化財、石造物でしたり、建造物でしたり、そのようなものの管理をしていらっしゃる所有者の方々がいくつか見られますので、その方々が、あちらの指定文化財を寄贈を受け入れられたからうちも、というような形で続いてきてしまわないか、それを逐一受け入れるのか、というところですね。

なんかちょっと具体的な例がないと何とも言えないかもしませんけれど、事例が出てきたときに最善の方法を尽くすっていうことじゃないんでしょうかね。移動ができるものでしたらね、その土地からちょっと離れていただいて、しかるべきというかな、これを移すっていうこともあり得るだろうと思いますけどね。

ちょっと具体例が出たときに、なかなかこれ方針的多分決められないんじゃないかなとは思いますけどね。

事務局	ありがとうございます。課題としつつ検討していきたいと思います。
委員長	はい、よろしゅうございましょうか。まだ議題もございますので、先に進めさせていただきます。
	3番目のその他ということでございますね。大庭城跡の試掘調査ですか。これについてご説明お願ひいたします。
事務局	はい、3番目のその他、大庭城跡の試掘調査について説明させていただきます。資料の5ですね、ご覧ください。
	タイトルにですね、大庭城跡の試掘調査についてという風に次第にも書いてあるんですが、試掘調査といいますと、新しいところを掘って埋蔵文化財を確認するという意味合いが多いと思いますが、すみません今回はですね、過去に見つかったものを確認するので、もしかしたら確認調査という言い方が適切かもしれません。
	はい、それでですね、大庭城跡ご存知の方もございましょうが、後ろ城館としての調査は1968年から71年にかけまして、当時美術館の学芸員でありました先生によって行われたのが初めとなります。
	その中で大きく1次調査から5次調査というふうに分けられるのですが、一番南側の館跡広場、こちらを発掘調査したときに建物跡が確認されています。
	2枚目ですね、A4の紙をご覧ください。
	下の第9図A区遺構位置図と書いてあるこちらをご覧いただけたいたいんですが、真ん中のこのA-1区と書いてあるところがですね、1968年に確認された、～の建物になります。
	そして同年ですねA-2区として確認されましたのが、左側の2号掘立柱建物、そしてですね3次調査、こちらは1970年（昭和45年）に行われましたがそちらではですね2棟の～掘立柱建物が見つかっております。
	今回はですね、これらのうち、1号掘立柱建物について、確認調査を行えればと考えております。
	ただしですね、大庭城跡は市の指定の遺跡になりますので、今回ですねこちらで諮らせていただきまして確認調査を行って良い是非をですね、皆様からのご意見をいただきたいと思います。
	それではですね具体的に内容についてご説明したいと思います。
	まず1枚目ですね、右下をご覧ください。

大庭城跡の全体がですね、地図で載ってまして。今回確認調査を行う場所はですね、赤丸計画地というふうな形で囲ってござります。

場所は大庭城跡のですね館址広場と。

そしてこれなぜですね確認調査をするかというその目的についてご説明させていただきます。

1968年から71年のこの後も少しそうなんですが、この頃にですね行われた発掘調査の記録はですね、平板というですね機械を使つていました。

平板というのはですね、自己方位もですね磁北でしか表せませんし、多分にですね間違えてしまうこともあります。

それをですね今回正しい国土座標もしくは世界測地系に乗せて、今後のですね大庭城の整備や活用の参考にしたいとこのように考えてございます。

具体的に今どのあたりをですね確認調査を行うかというのですが、1枚目の右上の調査のイメージ図というところになっていきます。

こちらにですね過去の1次調査から3次調査で確認されました、建物跡を赤字でですね入れてございます。

一応、当時のですね図面と今の図面を合わせてみたのですが、若干ちょっとですね東に寄ってるかなというような印象を受けます。

ですので、今回の確認調査では、1棟丸々確認調査をするわけではなく、1号掘立柱建物の北側の長軸と短軸、これをですね確認したいと、そのように考えてございます。

もしもですね、この長軸と短軸の位置が確認できましたら、今後、今年度ではございませんが、今後ですね全体的に調査を行い、そしてただ建物のですね正しい位置を世界測地系に落としなおしたいとそのように考えてございます。

調査方法なんですが、その前に調査範囲、こちらはですね若干ですね建物が外れてもいいように、広めに場所を確保して10×10の100平米を考えています。

また掘削深度、左上の方にですね、50から70センチ+遺構内部の土と書いてございます。

こちらはですね、公園整備をするときに、一応50センチほどの盛土をしたという記録がございます。

またですね、遺構確認面まではおよそ 20 センチございますの  
で、50 センチから 70 センチの掘削そして遺構内部の土でございま  
すが、具体的に言いますと、例えば建物の柱のことを指します。

ただし今回はですねあくまでも自己方位を確認するためのもので  
すので、全て過去の調査の土を取り除いて全体をあらわにするとい  
うことは行いません。

あくまでも柱穴の位置がわかる範囲だけ掘削しようかと考えてい  
ます。

作業内容としましては①表土掘削、こちらはですね重機を使つ  
て、重機と人力で取り除くと。

まずは先行して人力である程度の深さを確認し、ここまで安全だ  
とわかるところから重機を使います。

それ以降は全て手掘りで行おうかと考えております。

なお出てきました廃土はですね、そのまま置きますといろいろな  
問題がございますので、廃土袋、ここではフレコンバックと書いて  
ますが、分かりやすく言うとトン袋ですね、トン袋の方に入れて保  
管しようかと考えております。

そして②の遺構検出、こちらは人力で掘立柱後の検出を行おうと  
考えております。

③測量ですがこちらはですね今回は光波トランシットを使いまし  
て、世界測地系に押し込もうと考えています。

④こちらはですね袋に入った土を埋め戻すと。

ただしそのまま埋め戻すのはいかがなものかとも考えてございま  
すので、周辺の市町村とですね、事例を色々と聞きまして、埋め戻  
しの際にですね工夫することをですねいろいろ手立てを考えたいと  
思っております。

なおですね、大庭城跡の建物跡がですね一般の方が見られるとい  
うことはおそらくは今回が初めてになるかもしれませんので、そ  
ういう機会を逃さず大庭城跡のですね、周知化のためにもですね現地  
見学会もですね、行わればと考えております。

なおですねこれからですね、スケジュールとしましてはこの委員  
会で本日その是非を問い合わせ、意見をいただき、確認調査が OK ならば  
この後ですね管理をしている公園課等と調整を行うと。

そうしますと、最短のスケジュールで 3 月頃になるのかなという  
ふうに考えております。

委員長  
委員  
事務局  
委員

下にですね、作業の工程のイメージという形で、3月の予定を入れさせていただいてますけれど、3月の1日からですね始めまして、大体20日ぐらいまで終わらせようかと。

現地見学会はこの通りにいけば3月14日ぐらいに行えればと考えております。

なおですね遺跡の見学会に来られたことがない先生もいらっしゃるかもしれませんので、ここではですね昨年の12月1日に行われました、善行遺跡第3次調査のですね、見学会の様子の写真を貼ってあります。

実際に使ったものを前にして説明を行うという形で、この善行遺跡との大きな違いは、この時は発掘調査を行ってますので出土遺物等を並べましたが、今回はですね過去に掘ったところを再発掘という形になりますので、出土遺物等のですね展示等はですね考えてございません。

説明は以上ですので、これからはですね先生方のですねちょっとご意見をですね、伺えればと思っております。以上です。

はいありがとうございました。

大庭城の確認調査ですか。ご説明がございましたけども、何か。

興味深いですね。19ページの資料を見ると、いわゆる4面庇建物が複数検出されている場所で、個人的に見ると4号のと3-2号ですか、特に東側4号の東側の庇が2mぐらいあって、広い点が注目されます。

本当だったらこの4号と2号の間のところを半分ずつ確認できるとありがたいです。1号の東のところも3尺から3尺5分ぐらいの寸法の庇があり、桁行の流れは大体6.6尺(2m)ぐらいの柱間寸法と思われるで、ちょうど戦国時代あるいはその少し前ぐらいの時代の寸法に近い感じに見えます。

だからこの表面4号の庇の長いところと、その2号の庇(平均的なもの)、ところと柱間寸法の全体像が把握できる4号と2号のところなので、その辺りがすごく面白いなとおもいます。あそこはもう決まってるんですか。

ちょっとご説明します。確かに先生のご指摘がありました、3号と4号ですかね一番東側の。

すみません。2号は溝なので3号と4号ですね。

事務局	<p>ここは私どももですね大変にあの興味深く、もしも掘れるならばここは非常に面白いかと考えてございますが、この落とし込んだところ、現地に行きますと、今アスファルト敷きになってます。</p> <p>ですので、ちょっとそこを今やるのはできないかなという形で、1号と2号につきましても芝生というか土ですので、今回に関しては1号を当たりをつけてみようかというところであります。</p> <p>確かにご指摘のあった通り、3号と4号もですね、特に4号の先生がおっしゃったように、なぜこの写真がこんなに長いのか、当然ながら大庭城が東を向いて作られてるお城ですので、日差しがそちらに長いというのは理屈はわかるんですけど、ここですねちゃんととした位置も将来的には確認したいとは思っております。</p>
委員	<p>ぜひ柱穴と、その地業面がどうなってるか、確認できるという良いですね。掘り返されているのか固めてあるのか、旧地業面がそのままななのか。</p>
委員	<p>ちょうど道路のところなんですねこれ。</p> <p>ちょっと脇道にそれてしまいますが、なぜここに道路が入ってるかというのもですね理由がありまして先生が掘られました1次から5次調査のうち、1次調査と2次調査は概要報告というものが出てたので、そこにそういう建物があったそ娘娘っていう情報ですね、整備する藤沢市にも分かってました。</p>
	<p>ところが今回の3号4号、こちらはですね未報告だったんですね。</p> <p>ですので、整備する時に、ここに建物があるってことは分からずそのまま</p> <p>道路を通してしまったという経緯があります。</p>
委員長	<p>ただしですねあの道路が入ったからといってこれは削られてるとは考えておりません。</p> <p>というのはこの周り50センチを盛土をしているという形ですので、一部上の方は飛んでるかもしれません、下の方はですね、痕跡として残ってるのではないかというふうに考えております。</p> <p>はい、他にいかがでございましょうか。何かご質問等ありますでしょうか。</p>
委員 事務局	<p>カワラケや土器とか出てくる可能性はないってことですか。</p> <p>そうですね、過去にも調査した場所ですのでその中に入っていたら当時の調査した人が見落としたものという形ですね。</p>

委員

さらにですね、原位置を保ってませんので、このあたりから出たものという形であまり考古学的意味がないものになってしまうのかなとは考えています。

弘前の国の史跡の堀越城整備に関係させていただいたんですけど、やはり昭和40年代の調査の再調査を行って、平成の史跡整備で再発掘したときに、その昭和の発掘調査担当者の方のご尽力でいろいろ発見があったわけですが、改めて課題をもって再発掘すると、礎石建て建物際に掘立柱建物が付属していたことに気が付きました。時間をおいて再考することは重要です。ここでも何か追加の情報みたいなんかで見つかるといいですよね。

ぜひ長手方向と短手方向で柱間基準寸法が違ってる可能性がありそうなので、そこが上手に確認できればと期待して、ぜひ見せていただいて勉強させてもらえればと思います。

はい、ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

確認調査ということになります。今後ね、この整備の話になったときには、貴重なデータになるでしょうから、ぜひ調査をいただたい方がいいんじゃないでしょうかね。

よろしゅうございましょうか。特になければということでございます。

用意された議題は以上でございます。

なければ、事務局の方に司会をお返しいたします。

委員長